



大監収第18号
令和3年8月13日

東大和市長
尾崎保夫様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行
東大和市監査委員 二 宮 由 子

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査について（回答）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和2年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和2年度東大和市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

審査の対象

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率
- 資金不足比率

審査の期間

令和3年7月27日から令和3年8月13日まで

審査の方法

この健全化判断比率及び資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.63	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.63	30.00
③ 実質公債費比率	-2.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	
資金不足比率	令和2年度	経営健全化基準	
① 土地区画整理事業特別会計	—	20.0	
② 下水道事業会計	—		

(注)1 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額及び資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率がマイナス比率（実質収支の黒字等及び資金剰余）となるためである。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務づけられる。

3 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められている。この基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務づけられる。